

公民館情報コーナー

さつき・山野草展 〈北浦盆栽愛好会主催〉

自然の風合いを感じる山野草や丹精込めて育てたさつきを多数展示します。ぜひご来館ください。

【期間】 6月1日(金)～6月3日(日)

【場所】 北浦公民館



【お知らせ】

下記の学習センターの管理人が変わりました。よろしくお祈りします。

◎八木蒔地区学習センター

坂本秀夫(八木蒔 260) ☎ 0299-57-0348

◎玉造西学習センター

関口照夫(浜 578) ☎ 0299-55-0402

「行方市文化財」巡り旅 63

おぼたかんのんじけいだい 小幡観音寺境内 のおおしい の大椎

市指定有形文化財(天然記念物)
指定年月日:昭和48年3月1日
所在地:小幡1038



小幡地区の台地にある観音寺は、参道両側に杉やヒノキが植えられ、境内には、モチノキ・ヤブツバキなどの常緑広葉樹やイチョウ・モミの大木が並んでいます。特に、本堂右側に堂々とそびえ立つ大椎は、推定樹齢約500年のスダジイで、市指定天然記念物です。樹高約18m、幹囲約6.43m、枝張り約18m(昭48.3.1指定日の記録)の古木で、空洞はあるものの枝張りや葉色などはよく、シイとしては北浦地区一番の大樹です。

住職の保管していた資料、昭和前期「茨城椎見立番付表」(撰者:川上千尋:常陸太田市)によると、『(西)小結・北浦小幡観音の椎』と掲載されています。同様に、以前境内にあった大松(黒松)についても、「茨城松見立番付表」には、『(東)横綱・北浦観音寺の大松』と掲載されていました。この松は、今から50数年前に松くい虫により枯渇してしまいました。

北浦地区南側の、標高30mの台地に南北に伸びたこの周辺は、観音寺緑地環境保全地域に指定されています。

【問い合わせ】生涯学習課文化振興グループ ☎ 0291-35-2111

はい、こちら行方市消費生活センター!

5月は消費者月間です!!



消費者基本法が昭和43年5月に施行され、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされています。消費者・事業者・行政が一体となって、消費者問題に関する啓発・教育等の各種事業を集中的に行っています。

今年は「ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない～」が統一テーマです。

消費者庁では、安全・安心で豊かに暮らすことができる社会を実現するという使命の下、消費者利益の擁護・増進のための制度整備はもとより「エンカル消費」の普及・啓発を含む消費者教育の推進や、食品ロス削減を目指す国民運動の展開、子どもの事故防止のための啓発活動などの施策を実施しています。

一方で、このような社会の実現のためには、消費者自らが、社会的課題に目を向け、その解決に向けて行動することが重要です。また、事業者においては「消費者志向経営」の理念の下、消費者全体の視点に立ち、持続可能なより良い社会の実現に向けて取り組むことが期待されています。

また、行方市消費生活センターでは消費者トラブルのご相談を受け、情報の収集・提供を行っています。最近では「身に覚えのないサイト利用料の請求メールがあった」といった架空請求の相談や「市役所職員や警察官をかたった不審な電話があった」といったさまざまな相談が多く寄せられています。少しでもおかしいと感じた場合は、行方市消費生活センターにご相談ください。

— まずはお電話を! —

【問い合わせ】行方市消費生活センター ☎ 0291-34-6446